**1.　チリ人外交官や国際組織の職員がチリ帰国する場合**

**家財道具：**

 **•** 価格が25,000.00米ドルまでの家財道具の輸入には、関税はかかりません。

**代理業者からの必要書類：**

 • B/L又はAWLの原本

 • パッキングリスト（英語又はスペイン語）

**お客様からの必要書類：**

 • チリ人外交官が海外から帰国する場合：税関に提出する必要書類全てをチリ外務省が揃えてくれます。書類を受け取ったら、**AMERICAN MOVING SERVICES CHILE**に価格付きのパッキングリストのコピーと、通関手続きに必要となる委任状を提出してください。

 • 国際組織の職員が帰国する場合：税関に提出する必要書類全てを、**AMERICAN MOVING SERVICES CHILE**がお客様と一緒に揃えます。

 • 勤めていた国際組織から、どこの課に所属していた期間を記す証明書 （勤めていた期間の年収を記しているもの。）

 • 雇用契約書

 • 　＊全ての書類の原本を提出してください。

**2. １年以上有効の就労ビザまたは、一時ビザを持つ外国籍の方々**

**家財道具：**

 • 価格が5,000.00米ドルまでの家財道具の輸入には、関税はかかりません。

 • 家財道具価格が5,000.00米ドルを超えた場合、超えた分の２６％の税金を払って頂きます。

 • 送り先が異なる２つ以上の貨物を輸入することが可能です。その際、書類での手続きがございますので貨物が到着する前までに所有者様にはチリに居て頂く必要があります。

 • 所有者様がチリに到着してから１２０日以内に貨物が届きます。

**必要書類：**

 • 海上輸送の用に、海上貨物運送状 (Express Release)、サレンダードB/L (Telex Release)又は、船荷証券(B/L)が必要となります。航空運送状（AWL）の原本と、パッキングリスト（英語又はスペイン語）の原本が必要です。

 • お客様には、チリにて**AMERICAN MOVING SERVICES**により渡される免税申告や通関手続きの委任状などに署名をして頂きます。

 • パスポートのコピー（写真の付いたページ、チリへの最後の入国日が記されたページ、就労ビザのページ）

 • 関税の支払いを極力減らすため、チリの関税評価は我々の輸入部が行います。

**自動車：**

 • 新車のみ輸入可能となります。税金は全額負担となります。

 • 商業送り状 (COMMERCIAL INVOICE)が必要となります。